

沖縄県職員採用試験採点システム
構築(更改)委託業務

要件定義書及び仕様書

沖縄県人事委員会事務局総務課

1	概要	0
1.1	件名	0
1.2	概要	0
2	システム機能要件	6
2.1	機能要件	6
2.2	帳票要件	6
2.3	データ要件	6
3	システム非機能要件	9
3.1	規模要件・性能要件	9
3.3	信頼性等要件	10
3.5	保守要件	11
3.8	教育	13
4	実施スケジュール	14
5	その他	15
5.1	再委託の制限等	15
5.2	その他協議	16

1 概要

1.1 件名

沖縄県採用試験採点システム(以下、「採点システム」という。)

1.2 概要

1.2.1 目的・目標

(1)目的

沖縄県人事委員会事務局では、沖縄県職員の採用試験の実施に係る事務を行っている。

試験の申込者数は毎年数千人単位いるため、申込者の管理、試験の採点、合否判定等の業務の一部をシステムにより自動化しているが、現行システムは平成12年から稼働させており、今後も安定的且つ効率的な試験の運営を確保するためシステムの更改を行う。

(2)更改の内容

従来の試験業務(「1.2.3 対象業務」参照)の円滑な遂行を担保しつつ、以下の点で現行システムの更改を図る。

- ・職員の操作により、試験申込者情報(CSV)を採点システムに取り込めるようにする。
- ・職員の操作により、採点システム上で試験手法、採点方法等の設定が行えるようにする。

1.2.2 用語の定義

本調達における用語は、以下に定めるとおりである。

No	用語	定義	補足
1	沖縄県採用試験採点システム	採用試験の申込み者および受験者の管理、試験ごとの得点入力、合否判定などを行うシステムであり、当該委託業務の対象となるシステム。	
2	沖縄県電子申請システム	県庁職員・一般住民の方々がオンラインで各種申請やアンケートの回答ができるシステム。採用試験の申込みで利用している。	
3	試験種別	受験資格や職種で大別した試験の種類(令和7年4月現在「上級」、「上級(特別枠)」、「中級」、「初級」、「障害者を対象とした選考試験」、「警察官A」、「警察官B」の7種)。	今後、試験種別の創設、変動の可能性あり。
4	試験区分	募集職種に応じた試験の区分。試験種別ごとに構成され、当該区分ごとに合格者を決定する。試験区分ごとに試験種目の構成や、合否判定の基準が異なることがある(例えば、初級の一般事務は専門試験無し、など)。	今後、試験区分の創設、変動の可能性あり。
5	試験フェーズ	第1次試験、第2次試験など、特定の試験種目をグループ化した区分。区分(フェーズ)ごとに試験種目を設定し、合否判定を行う。第1次試験の合格者は第2次試験を受験することができる。令和7年4月現在、第2次試験まで。	今後、試験フェーズの創設、変動の可能性あり。

6	試験種目(大)	試験フェーズごとに設けた試験の種類。令和7年4月現在、教養試験、専門試験、論文(作文)試験、集団討論、個別面接などがあり、さらに警察官採用試験においては体力検査、身体測定、身体検査、資格加点などの種目がある。	今後、試験種目の創設、変動の可能性あり。
7	試験種目(小)	試験種目(大)ごとに採用する試験の種類。マークシート、SCOAのほか、警察官採用試験の体力検査には腕立て伏せ、反復横跳びなどが細分化されている。	今後、試験種目の創設、変動の可能性あり。
8	併願区分	警察官A、警察官B試験において、沖縄県警察のほか、警視庁、千葉県警察の各採用試験に併願する組合せに応じた区分。令和7年4月現在、男性警察官のみで、①沖縄単願、②沖縄+警視庁併願、③警視庁単願、④沖縄+千葉併願、⑤千葉単願の5パターン。	今後、女性警察官採用試験も併願区分を設ける可能性あり。
9	採点方法	「マークシートの得点」や「腕立て伏せの回数に応じた加点」、「基準未満か否か」、「試験官(採点者)が何人か」など、合否判定に必要な情報(数値やアルファベット)を決定する手法全般。	
10	評価者	マークシート、SCOA以外の試験種目(個別面接、体力検査など)で受験者を評価し、その者の粗点を決定する者。試験官、面接官ともいう。試験種別によっては5人になることがある(通常は3人)。	
11	基準点	試験種目ごと、または試験フェーズごとの合否判定に用いる基準の値。	具体例は非公開。
12	合否判定基準	試験種目ごと、または試験フェーズごとの合否判定に用いる判断基準(「棄権した試験種目がある場合は不合格」、「身体測定の不適格」など、数値化しない評価を付す場合における基準点以外の判断基準)。	具体例は非公開。
13	粗点	マークシートの正解数、または個別面接試験などで評価者が付したの評価の値(数値またはアルファベット)。	
14	標準点	$\text{標準点} = \frac{\text{各受験者の粗点(正解数)} - \text{各試験区分ごとの粗点の平均点}}{\text{各試験区分ごとの粗点の標準偏差}} \times 10 + 50$ 上記の計算式に示す通り、粗点の値を用い、小数点第1位まで算出した値。	計算途中の小数点の取扱は別途説明。
15	配点比率	試験区分、試験種目ごとに設定する点数の重みづけ。得点の算出に用いる。	
16	得点	標準点に配点比率を乗じた値、または個別面接や体力検査などで評価者が付した粗点に配点比率を乗じた値。	
17	総合得点	1次試験、2次試験の試験フェーズごとの得点を合算した数。	
18	受験番号	申込者毎に付された、0000～9999までの固有	

		の4桁の数字(試験種別毎に付し、申込受付から合格発表まで固定)。	
--	--	----------------------------------	--

1.2.3 対象業務の概要

(1)対象業務分野とシステム化範囲

本システムの対象となる業務、業務の概要とシステム化の範囲は以下のとおりである。

業務	概要	システム化範囲	備考
試験の構成管理	試験種別以下の構成及び採点方法を計画し、配点等の設定を行う。	年度ごとに、試験種別以下の構成及び配点や、合否判定基準等の設定等を管理する(ただし、一度設定すれば年度を変えても再設定不要、または容易に再利用できるようにする。)。ただし、 <u>職員の過大な労力が必要な手法、あるいは外部の者を介す手法は成果物として認めない。</u>	現行システムにない。
申込者情報管理業務	採用試験申込者の受付から得られた内容を把握し、試験の進捗情報(欠席、合格等)を把握する。	電子申請システムによる申込者情報を取り込み、必要があれば修正し、受験者ごとの得点を入力し、欠席・合否の状況等の処理、管理に用いる。ただし、 <u>申込者情報を取り込む際、職員の過大な労力が必要な手法、あるいは外部の者を介す手法は成果物として認めない。</u>	申込者情報を取り込みは現行システムにない。
答案データ管理業務	申込者情報と紐づけられた解答の内容を管理する。	マークシート読み取り機から得られた解答データをシステムに取り込み、保存、管理する。	
正答データ管理業務	各種問題(特にマークシート)の正答内容(正解・不正解)を管理する。	職員がシステムに直接入力するか、又はcsv又はExcelファイルをシステムに取り込み、保存、管理する。	
採点業務	特にマークシートにおいて、正答データと答案データを突合し、粗点及び得点を算出する。	受験者ごとに粗点を算出し、これを標準点に変換し、配点比率を乗じて得点を算出し、評点業務の得点と合計し、合否判定に用いる総合得点を算出する。	
評点業務	各受験者の試験種目ごとの評価を数値化し、得点を管理する。	マークシート以外の試験種目(論文試験、個別面接、体力検査など)ごとに、各受験者の粗点を入力し、配点比率を乗じて	

		得点を算出し、これを保存、管理する。 入力項目は、評価者単位(3人から5人)で行う場合、試験種目(大)単位(体力検査など)で行う場合がある。	
順位付け業務	試験区分ごとに、総合得点上位の者から昇順で順位付けを行う。	基準点未満、合否判定基準未満の者を排したうえで、総合得点の最上位者に1位を付し、以下、順番に順位を付す。 1. ただし、順位付け業務から一部の者を排することがある(警察官試験の併願区分が③警視庁単願・⑤千葉単願の者、一部試験種目の欠席者など)。 2. 第2次試験において基準点、合否判定基準を満たさない試験種目のある受験者は、同基準を満たす受験者の次位から得点順に順位を付す。	
合否判定業務	先に設定した基準点、合否判定基準をもとに合否を決定する。	基準点、合否判定基準を基に合格者及び不合格者を決定する。	自動で判定するほか、職員が任意で判定する。
各種帳票作成業務	合格発表、成績開示用などに帳票を作成し、これをWebで公開または窓口で提示する。	帳票作成機能により、合格者の受験番号や各受験者の試験種別ごとの点数を一覧にするほか、各種データ項目を選択し、任意の一覧表を作成する。	
過年度データの参照	過去の採点処理を参照する。	当年度の採点処理を実行中でもこれを保存し、過年度の採点処理内容を参照する。 ※過年度の採点内容を変更するものではなく、参考に参照するまたは、次項の分析業務のためにデータを参照する。	
分析業務	経年変化や点数比較など試験実施状況を分析する。	各種データ(試験種別、試験種目、受験番号、氏名、男女、大学別、など)を取捨選択し一覧表にする(MS Excel ピボットテーブルのように)。 過年度データも参照できるようにし、経年変化等の分析業務を行えるようにする。	

(2)利用者特性

本業務の関係者は以下のとおりである。

利用課	利用者数	備考
沖縄県人事委員会事務局	6人	決裁権者を含む。

なお、当局以外の外部および県庁内部で関係する機関、部署はいない。

(3)業務量

本システムの対象となる業務の業務量は以下のとおりである。

区分	件数	備考
年間総処理件数(受験者の合否判定の件数)	申込者数3,000人/年	ピーク時(H15)11,000人には対応できるようにする。
ピーク月月間総処理件数(受験者の合否判定の件数)	申込者数1,000人/月	ピーク時(H15)6,000人には対応できるようにする。
申込者データの取り込み回数	7回/年(R7.4現在の試験種別の数)	第1次試験を実施するたびにを行う(ただし、システム上の処理回数は制限しないこととする。)
解答データ・正答データの取り込み回数・採点業務の回数	〃	〃
合否判定の回数	7回/年(R7.4現在の試験種別の数×試験フェーズの数)	各試験フェーズを実施するたびにを行う(ただし、システム上の処理回数は制限しないこととする。)
帳票出力	100回/年程度	業務上、必要に応じて行う。
分析業務	100回/年程度	業務上、必要に応じて行う。

1.2.4 業務内容・成果物

(1)業務内容

業務内容は以下のとおりである。

業務	内容(詳細作業)
①プロジェクト管理業務	・進捗、工程管理作業 ・課題管理作業、その他関連作業
②設計業務	・本システムの設計作業 ・その他関連作業
③構築業務	・基本ソフトウェア製品の設定作業 ・パッケージカスタマイズ ・ハードウェア製品の設定作業 ・ソフトウェアのインストール、設定作業
④その他関連業務	・テスト作業 ・受入試験作業支援(システムの利用者を交えた試験)
⑤研修業務	・システム利用者への研修作業
⑥運用保守業務	・システムの保守業務

(2)成果物

本業務の成果物は以下のとおりである。

成果物	内容		
①本システム	本システムの環境構築を行い利用可能な状態で提供を行うものとする。 ・本システム 一式		
	区分	本システム	調達対象
			調達範囲 特記事項
	ソフトウェア	アプリケーション	調達範囲に含む。
		ミドルウェア	調達範囲に含む。
		オペレーティングシステム	調達範囲に含む。
		ソフトウェア構築役務	調達範囲に含む。
	ハードウェア	ハードウェア(サーバ)	調達範囲に含まない。
		ハードウェア(端末等)	調達範囲に含む。
		インフラ環境構築役務	調達範囲に含まない。
	ネットワーク	ネットワーク	調達範囲に含まない。
		ネットワーク環境構築役務	調達範囲に含まない。
②本システムデータ	本システムの環境構築に伴い必要となったデータ ・本システムに搭載する業務データ 一式 ・本システムを構成するハードウェア、ソフトウェアの設定データ 一式 ・上記データを格納した電子媒体 一式		
③各種ドキュメント類	本システムの環境構築に伴い作成した各種ドキュメント ・プロジェクト管理関連 一式(プロジェクト管理資料 等) ・設計関連 一式(基本設計書、詳細設計書 等) ・構築関連 一式(構築作業手順書、設定シート 等) ・テスト関連 一式(テスト計画書、テスト結果報告書 等) ・研修関連 一式(研修マニュアル 等) ・その他 一式(システム操作マニュアル、本県との打ち合わせ議事録 等) ・上記ドキュメントを格納した電子媒体 一式		

なお、以下の事項について留意すること。

- ・システム構築に係る調達範囲には、本システム利用にあたって必要となるシステム資産や委託作業を含めること。
- ・ソフトウェアについては、利用者が問題なく利用できるよう、必要となるソフトウェアライセンスや、その他の使用許諾を得ることとする。

- ・本調達に含める想定としたソフトウェアについては、導入後にサポート切れとならないよう、ソフトウェアの採用実績、メーカーによるサポート期間・保守体制、経費等を総合的に考慮した上で、最新版や事実上の業界標準となっている製品を優先したシステム構成設計を行うこと。また、万一保守サポートが終了となることが予想される場合は、バージョンアップが可能であることを前提として、令和13年3月まで必要となる経費を積算し、本調達の提案価格に含めること。
- ・パッケージソフトウェアのバージョンは、原則として詳細設計が完了した時点で、動作が保証された最新のバージョンを使用すること。詳細設計完了後本稼働までの間にバージョンアップ等の対応が必要となることが明らかになった場合には、当局と協議の上、対応を行うこと。
- ・ソフトウェアについては、本システムの稼働開始から令和13年3月まで利用者が問題なく利用できるよう、必要となるライセンスや、その他の使用許諾を本調達の範囲内で調達及び実施すること(令和13年3月末までのライセンスやその他使用許諾に要する費用について、本調達の提案価格に含めること。)
- ・システム開発にあたっては、システム稼働後10年間は利用を継続できる(サポートが行われる)技術・言語を使用すること。また、稼働時点において60ヵ月以上(令和13年3月末以降)サポートされることが確実なOSやミドルウェアのバージョンの利用を前提とすること。やむを得ずサポート期間が公開不可であるソフトウェアを使用する場合、稼働時点から60ヵ月以内にサポート期限を迎えた場合の対応策について提示すること(対応策を実施する場合の費用については、本調達の提案価格に含めること。)
- ・基本設計工程以降において、提案時からシステム構成の変更が発生した場合、明らかに本調達仕様の範囲外である場合を除いた追加費用については、受託者が負担すること。
- ・ウイルス対策ソフトについては、本システムの稼働開始から令和13年3月末まで必要となるライセンスや、その他の使用許諾を本調達の範囲内で調達及び実施すること(令和13年3月末までのライセンスやその他の使用許諾に要する費用について、本調達の提案価格に含めること。)
- ・機器の廃棄及び必要となるデータ消去(データ消去証明書の提出が必要)について、事業者が責任もって実施すること。

2 システム機能要件

2.1 機能要件

別紙のとおり

2.2 帳票要件

別紙のとおり

2.3 データ要件

本システムでは、以下のデータについて管理が可能なこと。

なお、以下の件数は1年度内に入力、設定または算出する値となる。

No	データ名	主要項目	件数	処理要件特記	備考
1	申込者データ	氏名、氏名フリガナ、生年月日、試験種別、試験区分など	申込者数3,000人×最大37項目※/年	電子申請システムより出力される申込者リストはCSV形式となっている。採点システムにこの情報を取り込む際は職員が行	別添参照

			※15項目程度に絞る	う。	
2	答案データ	受験者が回答したマークシートの答案(1問につき1～5の択一式)	申込者数3,000人×50問×2回※/年 ※試験フェーズの回数	試験区分ごとに問題数は異なる(R7.4現在、40問または50問)。 <u>問題数は変動する可能性がある。</u> マークシート読み取り機から出力されるCSVファイルを、職員がシステムに読み込ませる。	別添参照
3	正答データ	マークシートの正解(1問につき1～5の択一式)	(教養試験7種＋専門試験19種)×50問／年 程度	正答データの種類(出題問題の種類)は、教養試験7種(試験種別の数)、専門試験は試験区分ごとに存在する(一部の試験区分で専門試験を共有、または専門試験を課さない試験区分がある)。 (R7.4現在、40問または50問)。 <u>問題数は変動する可能性がある。</u> 職員がシステムに直接入力するか、又はcsv又はExcelファイルをシステムに取り込み、保存、管理する。	
4	粗点データ(教養試験・専門試験)	受験者ごとのマークシートの粗点	受験者3,000人×2回※/年 ※試験フェーズの回数	第1次試験の教養試験・専門試験の各試験における受験者毎の粗点。 (システムによる自動計算を想定)	
5	採点データ(教養試験・専門試験)	受験者ごとのマークシートの得点	受験者3,000人×2回※/年 ※試験フェーズの回数	第1次試験の教養試験・専門試験の各試験における受験者毎の得点。 (システムによる自動計算を想定)	
6	採点データ(総合)	受験者ごとのマークシートの総合得点	受験者3,000人/年	第1次試験の教養試験・専門試験の得点を合算した総合得点 (システムによる自動計算を想定)。	
7	配点比率データ	試験区分ごとの配点比率(1,1.2,0.8など)	試験区分34×試験種目5	試験区分または試験種目ごとに設定(入力)する。 職員がシステムに直接入力するか、又はcsv又はExcelファイルをシステムに取り込み、保存、管理する。	
8	評点データ	評価者が付した粗点	受験者3,000人×3種×評価者3人(最大5人)	第2次試験の論文試験、集団討論、個別面接(3種)の各評価(粗点)。 試験官が最大5人になることがある。	

				職員がシステムに直接入力するか、又はcsv又はExcelファイルをシステムに取り込み、保存、管理する。 ※今後は、第2次試験以外の試験フェーズで当該試験を課す可能性もある。	
9	評点データ(警察体力)	体力検査等で試験官が付した粗点	受験者1,000人	警察官採用試験において、試験種目(大)体力検査の評価点(数値)を入力する。 職員がシステムに直接入力するか、又はcsv又はExcelファイルをシステムに取り込み、保存、管理する。 ※試験種目(小)4種ごとには入力を行わない。	
10	基準点データ	合否判定に用いる値(数字)	試験区分34×試験種目5	試験フェーズごとに合否判定を行う。値は自動計算又は職員の入力による。	詳細 非公開
11	基準点データ(警察体力)	合否判定に用いる値(体力検査等で試験官が付した粗点)	警察官試験4区分×試験種目(小)4種	警察官採用試験において、試験種目(大)体力検査に定めた試験種目(小)4種の試験ごとに入力する。 職員がシステムに直接入力するか、又はcsv又はExcelファイルをシステムに取り込み、保存、管理する。	詳細 非公開
12	合否判定基準データ	合否判定に用いる値	受験者3,000人×試験種目5	基準点以外の値で合否判定を行う場合、職員がシステムに入力する。 試験棄権者や身体検査及び身体測定に用いる。	詳細 非公開
13	順位データ	受験者の総合得点に応じた、試験区分ごとの順位の値	受験者3,000人(最大)	試験区分ごとに、総合得点に応じた受験者の順位データ。 ※ただし、順位付け業務から一部の者を排することがある(警察官試験の併願区分が③警視庁単願・⑤千葉単願の者、一部試験種目の欠席者など)。	

なお、過年度データの保存期間は、ハードウェア・ソフトウェアの許容範囲を元に、調整して運用を決定する。

2.4 連携(外部インターフェース)要件

本システムでは、スタンドアロンを想定しているため、外部システムとのデータ連携は想定していない。

ただし、電子申請システムによる申込者CSVの取込み、マークシート読取機からの答案データの読み込みについては、職員の操作だけで簡便にできるようにすること。

3 システム非機能要件

3.1 規模要件・性能要件

3.1.1 機器

本システムでは以下の機器の利用を想定すること。

No	機器の区分	機器名	設置場所・拠点数	台数	備考
	端末	職員端末	本庁舎内1箇所	1	
	プリンタ	白黒プリンタ	本庁舎内1箇所	1	
	マークシート読取機	マークシート読取機	本庁舎内1箇所	1	

3.1.2 データ量

2.3 データ要件のとおり

3.1.3 利用者数

本システムでは以下の利用者による利用を想定すること。

No	区分	全体利用者数	同時利用者数	見込み増加数	備考
	庁内職員	2人	1人	2人	利用職員数の変動あり。

3.1.4 性能要件

使用するパッケージに応じて確認する。

3.2 情報セキュリティ要件

3.2.1 権限設定

- ・対象システムは、使用する職員が作成、参照、更新、削除を行えるようにすること。
それ以外の職員は当該システムにログインできないよう、パスワードを設定できること。
- ・システムを利用する職員毎にID、パスワードを設定し、職員ごとの操作ログを参照できるようにすること。
- ・利用する職員の職務に応じ、操作できるシステム上の処理を一部制限できること(例えば、システム主担当だけが試験手法の設定を可能にするなど、他の職員が故意、過失により影響の大きい設定を変えないようにする、などが目的)。

3.2.2 情報セキュリティ対策

本システムについて「沖縄県情報セキュリティポリシー」を確実に遵守すること。

ただし、当該業務委託による成果物はスタンドアロン及びそれに応じたハードウェアを想定しているが、提案するソフトウェアや、ネットワークへの接続が構成上必要な場合は、以下の対策について、確実に実施すること。

(1)セキュリティパッチ

- ・システム専用のサーバ・パソコンを導入する場合、搭載するOSを含む各種ソフトウェアについて、セキュリティ脆弱性に関する情報に注意し、最新のセキュリティパッチを適用するよう運用設計すること。
- ・セキュリティパッチ適用することにより、他のソフトウェアが不正動作を行わないよう事前の検討または検証を行うこと。

(2)ウィルス対策

- ・システム専用のサーバ・パソコンを導入する場合、ウィルス対策ソフトを導入すること。
- ・上記の通り、必要な場合、運用時は最新のパターンファイルを適用し、定期的なスキャンとあわせて確認管理を実施すること。

3.3 信頼性等要件

3.3.1 信頼性要件

- ・データベースサーバが必要な場合、冗長化を施すこと。
- ・障害の発生を未然に防止又は速やかに発見できる機能を有すること。
- ・当該業務委託による成果物はスタンドアロン及びそれに応じたハードウェアを想定しているが、提案するハードウェアが、停電、落雷等におけるシステム障害により、採用試験の運営を妨げる等の影響が想定される場合、必要であれば、これを回避するため安全にシャットダウンできる無停電電源装置を備えた構成であること。

3.3.2 拡張性要件

大規模な影響があると本県が合理的に判断する場合、本業務の対象に含めるか否か協議を行う。

3.3.3 システム中立性要件

本システムについては、本資料に特に断りがない限り、極力、標準的な技術を用いること。
ハードウェアは、メーカーを特定せず調達・運用ができるよう留意すること。

3.3.4 事業継続性要件

震災等の非常時においては別途協議の上対策を立案し、可能な限り早期にシステムを復旧すること。

3.4 運用要件

3.4.1 データ管理要件

- ・本システムで扱うすべてのデータの保全が実施できる環境であること。
- ・データの消失を防ぐため、定期的にバックアップを行う機能を有すること。
- ・バックアップしたデータを速やかにリストアできる機能を有すること。

3.4.2 運用施設・設備要件

- ・本システムで使用する電源量は省電力構成を図ること。なお、電源の確保は本県にて行う。

3.5 保守要件

- 保守手引書及び連絡体制図を本県に提出するとともに、常時運用を円滑に行うための保守(点検及び障害復旧等を含む。)体制を確保すること。
- 保守対応時間は、土曜、日曜、祝日及び年末年始(12月29日から1月3日)を除く、平日の8時30分から17時30分とすること。ただし、緊急を要する場合の対応については、本県と協議の上対応すること。
- 本県からの情報伝達方法は、電話及びメールとし、それらを受ける環境を整備すること。
- 本システムの故障もしくは障害が発生したときには、いかなる事象においても一次切り分けを速やかに実施し、関係各所(本県やハードウェア、ソフトウェアの保守業者等を指す。)へのエスカレーション対応を実施すること。
- 発生した故障について、報告書(故障箇所、内容、対処策など)を作成し、本県に提出すること。
- 本システムに故障が発生しないように予防措置に関する情報提供を適宜行うこと。

3.5.1 ソフトウェア保守

- システムの機能的な不具合の修正を保守の対象とすること。
- 不具合が発生して3日以内に修正対象の特定と修正計画を立てること。
- 本システムを構成するソフトウェアに対して、セキュリティホール及びバージョンアップ情報等が公開された場合、速やかに本県へ報告し対応すること。
- 特にOSやソフトウェア、下記ハードウェアの更新が必要な場合は、当該更新に必要な費用を今回の見積に含めて提示すること。(必須要件)

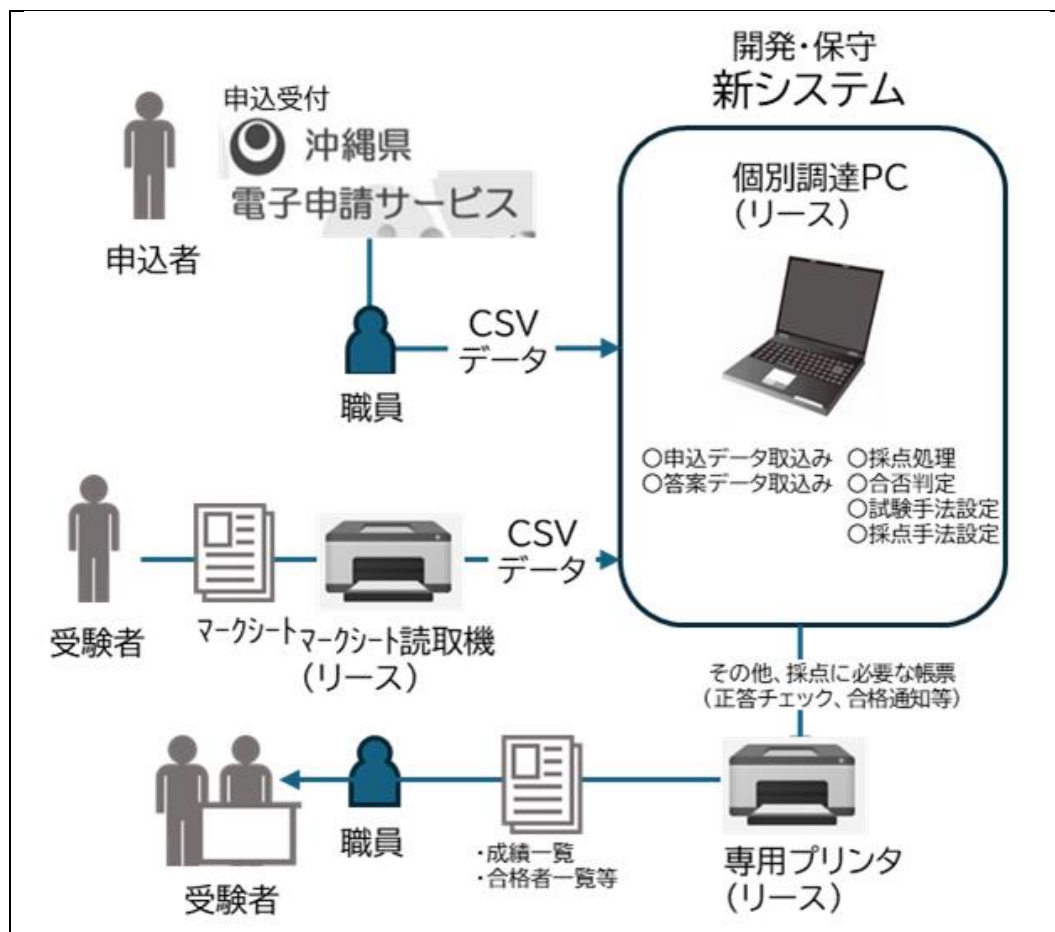
3.5.2 ハードウェア保守

- 故障箇所がハードウェアであった時には、現状の機器もしくは同等以上の能力を有する機器(部品交換含む)を用意し、速やかに復旧対応すること。
- 本システムを構成するハードウェアに対して、セキュリティホール及びバージョンアップ情報等が公開された場合、速やかに本県へ報告し対応すること。
- 特にハードウェア、上記OSやソフトウェアの更新が必要な場合は、当該更新に必要な費用を今回の見積に含めて提示すること。(必須要件)

3.6 情報システム稼働環境

3.6.1 全体構成

システムの全体構成は、下図のように想定している。



3.6.2 ハードウェア構成

(1) 端末

- ・当該委託業務の要件を満たす機能を備えたパッケージを稼働させるハードウェア、OS、ソフトウェア等であれば、その種別は提案による。
- ・なお、デスクトップPCかラップトップPCかは問わない。

(2) サーバ

当該委託業務の成果物は来年度以降の運用費用を考慮し、県庁内サーバ室及び外部サーバ等を利用しないスタンドアロンを想定しており、データ入出力端末以外の、サーバを含む外部装置※の設置は想定していない。

もしサーバを必要とする場合は上記端末内で完結させること。

※もし外部バックアップ装置や、運用費用が経済的な外部サーバなど、運用面やセキュリティ上の安全性向上など、利便性・有用性が期待される、合理的な金額の範囲内の提案があればそれを拒むものではない。

3.6.3 ソフトウェア構成

- ・当該委託業務にかかるソフトウェアは既存パッケージを前提としたカスタマイズで対応することを想定しているため、提案のあったソフトウェアが要件等に合致していればこれを採用することを予定している。

3.6.4 ネットワーク構成

- ・当該システムはスタンドアロンを想定しているため、使用ハードウェア内で業務が完結することとする。

3.6.5 アクセシビリティ要件

- ・システムの画面はできる限り統一感を持たせること。
- ・システムで利用するキーはできる限り統一感を持たせること。
- ・システムの画面は、「高齢者・障害者等配慮設計指針－情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス－第3部：ウェブコンテンツ(JIS X 8341-3:2004)」に準拠することが望ましい。

3.6.6 テスト要件

- ・本システムの本格運用までに以下のテストを段階的に行い、都度、本県の承認を受けること。
 - 単体テスト
 - 結合テスト(本システム群での試験)
 - 運用テスト(申込者データ取込みから合格者の受験番号を表示した帳票出力まで)
- ・本県が指定する期日までにテスト結果が記されたテスト結果報告書を作成し、提出すること。
- ・テストの実施方法、内容、実施時期などについて提案すること。
- ・当該委託業務が完了していなくても、可能な限り、9月の中級・初級試験でのテスト(試用)を検討している。

3.7 移行要件

3.7.1 データ移行

- ※旧システムからのデータ移行は無いものと想定しているが、契約後の調整により発生しうることも想定される。

3.7.2 データ抽出

次期システム移行時には、データ移行が容易にできるよう汎用的な方法でデータが抽出できるようにすること。

3.8 教育

- ・システム管理者およびシステム利用者に対する本システムの運用及び操作研修を本県が用意する施設にて実施すること。なお、研修で利用するシステムは、本システムを想定する。
- ・本研修で利用するマニュアルを作成し、必要部数を準備すること。
- ・研修の実施方法、内容、実施時期について提案すること。

3.9 作業の体制及び方法

3.9.1 開発体制・役割

(1)体制

受託者は、本業務を統括し、本県との窓口となる責任者を設置すること。

①平常時連絡体制

- ・特に定めない限り、責任者等との連絡は本県の通常業務時間内(平日の8:30～17:30)は電話にて対応し、本県との協議により受託者が必要と判断した場合は本県への派遣を行うものとする。
- ・受託者(JV構成員、予め承認を得た再委託受託者を含む)は1か月に1回程度は当局へ進捗の報告を行う。

②緊急時連絡体制

本県の通常業務時間外において、本県が緊急に責任者等と連絡調整を必要とする場合、受託者は本県と責任者等との間で所要時間内に電話連絡等を取れる体制を整備すること。

(2)担当者

- 業務の実施体制には、以下の経験者、有資格者を含むこと。
- ・類似のシステムの開発経験を有する者

(3)パッケージソフトウェアの試用

- ・基本設計の早期の段階から、パッケージソフトウェアを当局において試用できるようにすることとし、当局職員による意見を、可能な範囲で設計・製造に反映させることとする。
- ・パッケージソフトウェアの試用にかかる導入(教育)は、受託者(JV構成員、予め承認を得た再委託受託者を含む)が当局職員へ行うものとする。

3.9.2 管理方法

- ・米国PMIが推奨するPMBOKと同等のプロジェクト管理項目に基づき、業務を実施すること。
- ・本県が指定する期日までにプロジェクト管理基準を記したプロジェクト計画書及び関連資料を作成し、提出すること。なお、作業実施体制図と作業スケジュールは、本提案内にて提示すること。

3.9.3 導入・引き渡しに関する要件

本システムについて、設置、ハードウェアの調整、ソフトウェアのインストール、データのセッティング等の関係する環境構築を行い、利用可能な状態で提供を行うものとする。

4 実施スケジュール

本業務は以下のスケジュールで実施することを想定している。

	令和7 年 7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和8 年 1月	2月	3月
基本設計	→								
詳細設計	→								
製造								→	
単体テスト				→	→	→	→		
結合テスト					→	→	→		
運用テスト								→	
研修									→

成果物の納品日については、以下のスケジュールで実施することを想定している。

時期	納品時期等	備考
R7年7月31日	業務実施計画書の納品	検収期間を10日想定すること。
R7年7月31日	基本設計書の納品	検収期間を10日想定すること。
R7年7月31日	詳細設計書の納品	検収期間を10日想定すること。
R7年7月31日	構築作業手順書の納品	検収期間を10日想定すること。
R7年10月1日	テスト計画書の納品	検収期間を10日想定すること。
R7年10月1日	リース機器の納品	
R8年2月28日	テスト結果報告書の納品	検収期間を10日想定すること。
R8年2月28日	保守計画書、保守手順書の納品	検収期間を10日想定すること。
R8年2月28日	研修計画書、研修教材の納品	検収期間を10日想定すること。
R8年3月10日	研修の実施	
R8年3月10日	システムの納品	
R8年3月10日	その他ドキュメントの納品	
R8年3月31日	検査完了の期限	

5 その他

5.1 再委託の制限等

5.1.1 一括再委託の禁止等

契約の主たる部分として、沖縄県との調整窓口、当該事業の管理運営、委託業務構成員の総合調整、財産管理や確認検査等の事務的管理などの統轄的な業務は再委託することはできない。

また、当該委託契約を締結する能力を有しない者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

5.1.2 再委託の範囲

再委託することのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

- ・パッケージソフトウェアのカスタマイズに関わる設計、製造、テスト等の上流・下流工程
- ・その他、簡易な業務(資料の収集・整理、複写・印刷・製本、原稿・データ入力及び集計、その他県が別途定める業務)

5.1.3 再委託の承認

契約の一部を再委託しようとするときは、書面による県の承認を得なければならない。ただし、「その他、簡易な業務」を再委託するときはこの限りではない。

5.2 その他協議

本仕様書に記載のない事項並びに記載内容の詳細については、委託者と協議の上、決定する。